

令和4年10月

お客さま各位

東京ベイ信用金庫

「当座勘定規定」の一部改正のお知らせ

平素は格段のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、全国銀行協会では、令和4年11月に現行の手形交換所にかわる「電子交換所」の設立を決定し、当金庫においても「電子交換所」での運用に変更となります。

これに伴い、当金庫の当座勘定規定および手形用法・小切手用法について、下記のとおり改正いたしますのでお知らせいたします。

改正後の規定・用法は、改正前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

また、改正後の規定は、当金庫のウェブサイトに掲載いたしますが、印刷した規定の交付をご希望の方は、当金庫本支店窓口までお申し出ください。書面にてお渡しいたします。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改正する規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）、および 付 約束手形用法、為替手形用法、小切手用法
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）、および 付 約束手形用法

2. 主な改正内容

詳細は新旧対照表をご覧ください。

(1) 当座勘定規定

- イ. 振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加
- ロ. イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- ハ. 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う「個人信用情報センターへの登録規定」条項の削除（令和4年11月4日（金）をもって廃止）

(2) 手形用法・小切手用法

- イ. チェックライターにより金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」を印字する

よう規定を追加

- ロ. 電子交換所システムの仕様（J I S 第一水準・第二水準以外の文字は使用不可）を踏まえ、使用可能文字を一覧化し追加
- ハ. 金額欄、金融機関名、QRコード欄への記名捺印、訂正印等の押捺、金額複記または訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形用紙へのメモ書き禁止箇所（手形・小切手文句、手形・小切手番号欄、QRコード欄）の追加

3. 改正日

改正日	内 容
令和4年11月4日（金）	現行の規定を電子交換所の仕様に変更します。
令和4年11月5日（土）	11月4日改正後の規定の「個人情報情報センターへの登録規定」条項を削除します。

【参考】当座勘定規定（一般用）新旧対照表

※下線部が改正箇所

改正後	改正前
<u>2022年11月現在</u>	<u>2020年4月現在</u>
当座勘定規定（一般用）	当座勘定規定（一般用）
第1条～第6条 略	第1条～第6条 略
第7条（手形、小切手の支払）	第7条（手形、小切手の支払）
(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。	(1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。
(2) <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u>	<u>(追加)</u>
(3) <u>当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u>	<u>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u>
第8条（手形、小切手用紙）	第8条（手形、小切手用紙）
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場</u>	<u>(追加)</u>

<p><u>合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。</u></p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>(6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u></p> <p>(7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続によって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>(4) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
<p>第9条～第16条 略</p> <p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) <u>手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 (電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます) を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(2) <u>手形、小切手として使用された用紙 (電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます) を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</u></p>	<p>第9条～第16条 略</p> <p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) <u>手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(2) <u>手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</u></p>

<p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第18条～第27条 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>令和4年11月5日削除</p> <p>第28条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第29条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>第30条 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第31条 (規定の変更)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p> <p>第18条～第27条 略</p> <p>第28条 (個人信用情報センターへの登録)</p> <p><u>個人取引の場合において、次の各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会の運営する個人信用情報センターに5年間(ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間)登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人信用情報機関の加盟会員はその情報を自己の取引上の判断のため利用できるものとします。</u></p> <p><u>①差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき</u></p> <p><u>②手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u></p> <p><u>③手形交換所の不渡報告に掲載されたとき</u></p> <p>第29条 (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>第30条 (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>第31条 (休眠預金等代替金に関する取扱い)</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第32条 (規定の変更)</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1～3 略</p> <p>4. (1) 略</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字してください。</u></p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおりに改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、支払場所、QRコード欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。<u>また、記名なつ印や金額の複記その他の</u></p>	<p style="text-align: center;">約束手形用法</p> <p>1～3 略</p> <p>4. (1) 略</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、★などの終止符号を印字してください。</p> <p>なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。</p> <p>6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。</p>

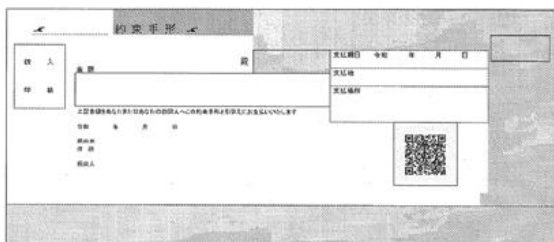
記載がQRコード欄に重ならない
ようにしてください。

7～9 略

●金額を文字で記入する場合に使用する文
字一覧

(最終ページに記載)

●約束手形用紙



以上

為替手形用法

1～4 略

5. (1) 略

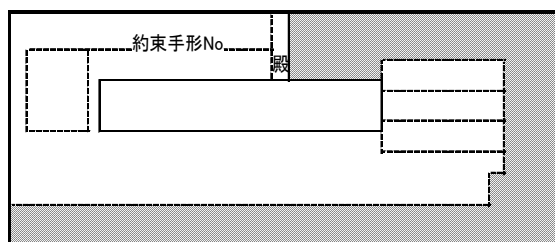
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、
「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「,」を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記

7～9 略

(追加)



以上

為替手形用法

1～4 略

5. (1) 略

(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、
★などの終止符号を印字してください。

なお、文字による複記はしないでください。

(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壱、弐、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。

入してください。

(4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。

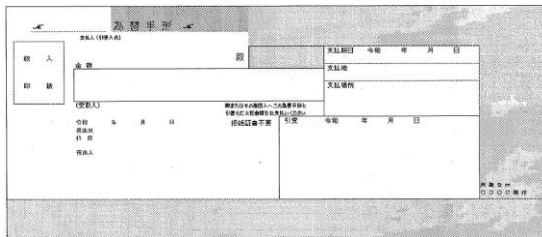
6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、支払場所に重なることがないようにしてください。

7～11 略

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

(最終ページに記載)

●為替手形用紙



以上

小切手用法

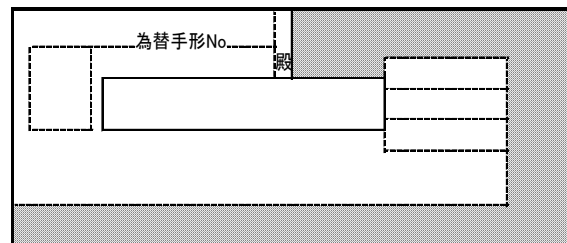
1～3 略
4. (1) 略
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、

(追加)

6. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。

7～11 略

(追加)



以上

小切手用法

1～3 略
4. (1) 略
(2) 金額をアラビア数字(算用数字、1、2、3……)で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1		2			3		4			5		6		7				
漢数字	壹	壺	弍	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
	8		9		10		100		1,000		10,000								
漢数字	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬					

〈その他〉 金、円、圓(円の異体字)、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上